

平成30年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成30年12月3日（月曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸報告  
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第5 第48号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の制定について  
第49号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）  
第50号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第3号）  
第51号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君   | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君  |
| 4番 鈴木重一君   | 5番 水野千代子君 | 6番 都築一三君  |
| 7番 鈴木雅史君   | 8番 中根久治君  | 9番 浅井武光君  |
| 10番 大嶽弘君   | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 |           |           |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |                |        |                    |        |
|----------------|--------|--------------------|--------|
| 町長             | 成瀬敦君   | 副町長                | 大竹広行君  |
| 教育長            | 小野伸之君  | 企画部長               | 近藤学君   |
| 総務部長           | 山本富雄君  | 住民こども部長            | 都築幹浩君  |
| 健康福祉部長         | 藪田芳秀君  | 環境経済部長             | 鳥居栄一君  |
| 建設部長           | 羽根淵闘志君 | 教育部長               | 志賀光浩君  |
| 消防長            | 吉本智明君  | 企画部次長<br>兼企画政策課長   | 牧野宏幸君  |
| 建設部次長          | 佐々木要君  | 健康福祉部次長<br>兼保険医療課長 | 成瀬千恵子君 |
| 会計管理者<br>兼出納室長 | 林敏幸君   | 消防次長兼<br>消防署長      | 小山哲夫君  |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

- 事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された議案は、お手元の議案目録のとおり諮問案件1件、単行議案2件、平成30年度補正予算2件、合わせて5件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

12月に入り、冬の気配も色濃くなり、一日一日と寒さも増してまいります。皆様にはくれぐれも御自愛くださいまして、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラで撮影されます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

1年がたつのは早いもので、師走に入りまして朝夕の冷え込みに冬らしさを感じるようになってまいりました。

本日、ここに平成30年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、行政運営の面におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件1件、幸田町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを初めとする単行議案2件、平成30年度幸田町一般会計補正予算など補正予算2件、合わせて5件でございます。後ほど私から提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、御可決、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、9名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめまして、誠意を持って対応をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、3点諸報告をさせていただきたいと思えます。

1点目でございます。11月22日に報道発表及びファクスにて報告させていただきました上場株式等に係る配当所得等に関する町県民税の賦課誤りにつきまして、町民の皆様にご迷惑をおかけし、税務行政に対する信頼を損なったことを深くお詫び申し上げます。対象者4名の方には、お詫びと今後の手続について説明をさせていただきました。今後、再発防止に向け専門知識の習熟に努め、法令に基づいた適正な税の賦課事務に努めてまいります。

2点目でございます。12月9日、日曜日でございますが、幸田町民会館さくらホールにて、出張何でも鑑定団 in 幸田の収録がございます。100人以上の皆様からお宝を御応募いただきまして、そのうちの6人が選出されるということでございます。放映される日にちにつきましてはまだ未定でございますけれども、どのようなお宝が出てくるのが楽しみでございます。

最後に、3点目でございます。愛・地球博記念公園におきまして、12月1日、土曜日でございます。愛知万博メモリアル第13回愛知県市町村対抗駅伝競争大会におきまして、幸田町におきましては6位入賞でございました。区間賞は2人受賞されました。ここに御報告をさせていただきます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成30年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時06分

○議長（杉浦あきら君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者はお手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（杉浦あきら君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を2番 伊與田伸吾君、3番 稲吉照夫君の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月3日から12月21日までの19日間といたしたい  
と思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月3日から12月21日までの19日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のと  
おりですから、御了承願います。

---

日程第3

○議長(杉浦あきら君) 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査7月分から9月分の3件及び定期監査3件であります。これは、お手元  
に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願・陳情などは、お手元に印刷配付のとおり陳  
情が3件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第11号から陳情  
第13号までを福祉産業建設委員会に付託します。

以上をもって、報告を終わります。

---

日程第4

○議長(杉浦あきら君) 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 議案書の1ページをお開きください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権  
擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案書2ページをお開きください。

今回、三浦敏男委員、宇都野昭男委員及び都築民子委員が平成31年3月31日をも  
って任期満了となりますので、三浦敏男氏、宇都野昭男氏及び都築民子氏の3名を推薦  
するものであります。任期につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月3  
1日までの3年間であります。

三浦敏男氏は、幸田町大字深溝字西ノ入10番地、昭和18年12月15日生まれ、  
74歳であります。

三浦氏は、引き続き5期目の推薦であります。人権擁護委員中部連盟及び愛知県人  
権擁護委員連合会におきましては理事を、岡崎人権擁護委員協議会におきましては会長  
として精力的に活動され、本年の10月には法務大臣表彰を受賞、法務省で行われまし  
た表彰式では、200名の受賞者を代表して受領をされました。また、本町におきまし  
ても、青少年健全育成地域推進員やいじめ・不登校対策協議会委員を初め、多くの団体  
委員を務められ、何事にも積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、他の

委員からの信望も厚く、引き続き委員としてお願いをするものでございます。

続きまして、宇都野昭男氏は、幸田町大字芦谷字北屋敷34番地、昭和21年7月30日生まれ、72歳であります。

宇都野氏は、引き続き2期目の推薦でございますが、金融機関に在職時のコンプライアンス統括部の経験や、芦谷区長を務められました経験を生かし、熱心で積極的に取り組まれておりました、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、他の委員からの信望も厚く、引き続き委員として推薦するものでございます。

最後に、都築民子氏は、幸田町大字菱池字新田62番地、昭和24年8月9日生まれ、69歳であります。

都築氏も、引き続き2期目の推薦であります。長年の教員経験や民生委員、児童委員及び青少年健全育成地域推進員などの経験を生かし、熱心で積極的に取り組まれており、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、他の委員からの信望も厚く、引き続き委員として推薦するものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページから7ページでありますので、御参照いただきたいと思っております。

以上、提案理由の説明をさせていただきます。御審議の上、御答申を賜りますよう、お願い申し上げます。よろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁の時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、諮問第1号の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 3名の人権擁護委員の推薦という形ですが、資料にもありますように、ほかにも委員がお見えになります。これらの委員の職務とは、まさに名前のおり人権擁護にかかわるということですが、この方々にかかわって住民の側から人権擁護にかかわる訴えなど、あるいはお話などがあつたかどうか紹介をいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回の推薦に当たりまして、10月24日につきましては三浦様、11月15日につきましては宇都野様と都築様の面会をさせていただきまして、面談の中身につきましては、それぞれ人権擁護について理解が引き続きあられるかと、また広く社会の実情等に通じておられるか等々につきまして改めてお聞きをしたという内容でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、そういうことの説明を求めたわけじゃない。人権擁護、まさに基本的な人権にかかわるいろいろな問題があると。そうしたときに人権擁護、そういう

職務に専念をされる。その人がどういう活動をしてきたのか。住民からの訴えがあったのか、なかったのか。ないならないで結構ですよ、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 大変失礼いたしました。面談の中身につきましては、その過去の経過の中にそのような事例等があったかどうかの確認等は行っておりませんでした。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員のほうからお尋ねの住民の方々からの相談ということでございます。今年度につきましては、住民の方から、これは何と言ってよろしいでしょうか、役場の職員の対応ですとか、その本人の方への人権侵害には当たってないと思われますけれども、そういった件について一度御相談がございました。ちょっと時期は記憶してございませんけれども、その御相談が1件ございました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 役場職員の住民への対応の問題ということでいろいろな意見があったよということですが、投書が出てるよな。これにかかわったかどうかは知りません。役場職員の対応の問題について投書があるという点は御存じでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 役場職員に対します投書につきましては、あるということとは存じ上げております。例えば1階住民窓口での扱いですとか、そういった関係につきまして投書があるということは存じ上げておりますけれども、この先ほどの人権相談委員の御相談に関して投書があったかどうかということについてはちょっと把握をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、人権擁護という点で、これらの人たちに訴えが寄せられて、どういう対処をし、どういう問題解決をしてきたのかということではなければならないですよ。ですから、あなた方自身が人権擁護委員とはもう名誉職だという発想と認識のもと、ですからわかりませんわと。認識しておりません、つかんでおりませんでしたら、職務怠慢じゃないか。担当部長としてどうするのか。今までの問題と今後そういう問題に対してどう対応し対処していくのかと、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 先ほど来お尋ねの投書等につきましてでございますけれども、これらに対します対応につきましては、部内もしくは課内でも全員に周知するように指導をし、問題解決の対応につきましては注意をするように指導をしているところでございます。また、投書といいますと、これは1階に箱があるわけでございますけれども、そこから入りました投書につきましては3階のほうへ上げられるということでございます。そこから職員全員に対します周知なり指導なりという形では承っておりますので、我々としてもそれを受け付けましたら改めて職員等に指導をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私のところへ届いた投書は、具体的に職員の名前、そしてどうい

ことであったのかと。そして、いわゆる投書人です、私がどういうふうに傷ついたので、こういうことが訴えられておりますよね。まさに住民の人権にかかわる問題について、人権擁護委員のところにはいなくて、担当のほうでくるくるくるくと丸めてポイト。これだったらね、実際に住民が人権にかかわる問題について大変つらい思いをしている。そういうことについてそれなりの組織なんですよ、人権擁護委員とは。そこに上げずに内々で済ませる。内々で済ませるといことは、この問題の根っこがどこにあるかという点からいけば、どういうふうに解決するのかと。要は、みんな頭をなでておいたほうがいいよと。こういうことじゃないでしょ。違いますか。具体的には職員の名前まで申し上げてもいいけれども、それではその人の気持ちというのは、投書に寄せられたのは改めていただきたいと。この職員を徹底的にやっちゃえよということであれば一生懸命やります。そうじゃなくて、これは、おかしいから改めてもらえないだろうか、という訴えですよ。今の説明でいけばね、当たりさわりのないところでよしとするというもんじゃないですか。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

町長。

○町長（成瀬 敦君） 事案に対して個別的にちょっと察する程度しかできませんけど、私の立場といたしましては、職員の監督・指導を徹底する、また再発防止に努めていくためにそれぞれ御指摘のあった内容等は十分吟味いたしまして、対処していくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案は人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めると、こういうことですよ。それにかかわって住民の側から具体的に職員の名前を挙げて、私はこんな人権侵害を受けましたという形の中で、本来なら人権擁護委員のほうに訴えがあって、人権擁護委員がその権能の範囲内においてきちんと解決をする。これが本来の姿ですよ。残念ながら住民の側に人権擁護委員会あるいは人権擁護委員の存在すら知らない中で、役場の職員にかかわって自分がまさに人格を否定するような、そういうことまでやられてきたという点で、総務部長のほうにも話があったわな。あったわな。言ったら知らん顔しとったと。そういうような形の中で、住民がどれだけ役場職員によってみずからの人権が侵害をされているのかという点から含めて、私はちゃんと対応すべきだということを問題提起しておきます。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 指摘につきましては、人権擁護委員の制度そのものを鑑みまして、やはり人権を擁護していくという観点から、住民の人たちが人権が侵害されないような配慮ということで十分賜ってまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 我が住民こども部といたしましては、人権擁護委員さんの担当部局ということでございますけれども、人権擁護委員の方々には月に一度御相談日を設けまして、住民の方々からの相談を受け付けているという状況でございます。議員のおっしゃられる相談といいますのは、恐らくはということで想像はつくわけござ

いますけれども、その方に対します相談につきましては、あくまでも人権擁護委員さんでございますので法務局の管轄ということで、言い方は悪いですが、相談内容につきましては我々が把握するところではないということもございます。

それから、役場の中で投書のございました件でございますけれども、こちらにつきましては人事の担当部局のほうから職員に対しまして周知等がされているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、訴えがあったときに、役所の中で私の担当じゃないわなんて言ってね、もち投げやるもんだ。住民の側が、ああ、役場というのはこういうところかと。しかし、私はこれほど苦しめられているよと、職員に。そういう点からいったら、どうそういうものに対してきちんと対応していくのかということが求められている。そうじゃないですか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 人権擁護委員さんの御相談につきましては、親切丁寧に対応していただいているというふうに理解をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。  
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております諮問第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議ない

旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決定しました。

---

日程第5

○議長（杉浦あきら君） 日程第5、第48号議案から第51号議案までの4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第48号議案と第49号議案の2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

第48号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

提案理由といたしましては、下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、必要があるからであります。

議案書の4ページからをござんください。

制定の概要につきましては、地方公営企業法の財務規定等を適用し、会計を現在の単式簿記の官庁会計から複式簿記の公営企業会計に移行するものであります。

条文の主な内容といたしましては、第1条にて、下水道事業の設置の目的を、第2条にて、地方公営企業法の財務規定等の一部適用であるその具体的な条文の明示を、第3条にて、経営の基本と排水区域を、第4条にて、重要な資産の取得及び処分を、第5条にて、議会の同意を要する賠償責任の免除を、第6条にて、会計事務の処理を、第7条にて、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等を、第8条にて、業務状況説明書類の作成についてとし、これらを定めるものであります。

この条例の制定に伴いまして、幸田町下水道事業特別会計設置に関する条例は廃止いたします。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

議案関係資料は8ページでありますので、御参照ください。

続きまして、議案書7ページをお開きください。

第49号議案 指定管理者の指定についてであります。

提案理由といたしましては、幸田町地域振興施設「道の駅筆柿の里・幸田」の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

なお、本施設は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までを期間として、指定管理者である合同会社 筆柿の里幸田に管理運営を委託しているもので、第3期目の指定管理者の指定を行うものであります。

議案書8ページをござんいただきたいと思っております。

公の施設の名称は、幸田町地域振興施設「道の駅筆柿の里・幸田」であります。

指定する団体の名称は、合同会社 筆柿の里幸田。

指定する団体の所在地は、額田郡幸田町大字須美字東山17番地5。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であり  
ます。

議案関係資料は、9ページ、10ページでありますので、御参照いただきたいと思  
います。

続きまして、補正予算関係の2件につきまして説明をさせていただきます。別冊とな  
っております補正予算関係をごらんいただきたいと思えます。

初めに、第50号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第3号）につきまし  
て、補正予算書1ページをお開きください。また、議案関係資料につきましては、11  
ページから15ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出それぞれ1億6,893万4,  
000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億7,567万8,0  
00円とするものであります。

また、第2条「債務負担行為の補正」につきましては、4ページをごらんいただきた  
いと思えます。

本町の児童生徒は年々増加している状況であり、今後もその状況が続くことが予想さ  
れていますが、豊坂小学校区におきましては、土地区画整理事業の進展等に伴う人口増  
によりまして、平成32年度には小学校の教室が不足することが明らかになってきまし  
た。来年度中に校舎増築を完成させるには、今年度中に実施設計に着手しなければ工程  
的に間に合わないため、第2表のとおり、平成31年度を期間といたしまして、豊坂小  
学校増築工事实施設計業務に要する経費1,000万円の債務負担行為の追加をお願い  
するものであります。

また、学校給食センターにおきましても、児童生徒の増加に伴い平成32年度にはコ  
ンテナの消毒保管スペースが不足することが見込まれるため、今年度、増築工事の実施  
設計を行っており、その整備内容がおおむね固まってきたところであります。学校給食  
センターの増築工事は、来年度実施する予定でありましたが、既設の建物と新たな増築  
部分との接続の工事は、給食の提供がない夏休み期間中にしか行うことができず、その  
ためには、今年度中に契約をして進めていく必要がありますので、第2表のとおり、平  
成31年度を期間といたしまして、学校給食センター増築工事に要する経費1億8,6  
00万円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

それでは、補正内容を説明いたします。

まず歳入につきまして、補正予算説明書8ページをごらんください。

10款町税につきましては、法人町民税の法人税割におきまして、自動車関連企業の  
企業収益の増加により確定申告額が当初見込みを上回ったことにより追加するものでご  
ざいます。

次に、55款国庫支出金につきましては、国庫負担金におきまして、前年度の障害者  
自立支援給付費の確定に伴い、過年度分障害者自立支援給付費等負担金を追加するもの

であります。

また、国庫補助金におきましては、障害者総合支援法等の改正に伴うシステム改修に要する費用として、地域生活支援事業等補助金を新規計上するものであります。また、国庫委託金におきましても、国民年金法の改正等に伴うシステム改修に要する費用として、国民年金事務費交付金を新規計上するものであります。

次に、60款県支出金につきましては、県負担金におきまして、国庫負担金と同様、前年度の障害者自立支援給付費の確定に伴い、過年度分障害者自立支援給付費等負担金を追加するものであります。また、予防接種健康被害者対策費負担金を新規計上するものであります。これは、後ほど歳出において詳細を説明させていただきますが、予防接種による健康被害を国が認定をした被害者の方に対しまして、予防接種健康被害救済制度に基づき町が賠償金をお支払いするに当たり、国負担分の2分の1と県負担分の4分の1を合わせた額が県負担金として交付されるものであります。

次に、65款財産収入につきましては、いわゆる赤線または青線と呼ばれる、公共的な機能のなくなった道路や水路などの法定外公共物の払い下げにつきまして、今後の見込みも加味し、土地売払金を追加するものであります。

10ページをごらんください。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、財政調整基金繰入金をゼロとするものでございます。

次に、85款諸収入につきましては、今年の8月、桐山地内で発生した火災出動中における上六栗地内での交通事故により破損しました消防ポンプ自動車の自動車共済の共済金としまして、市町村損害共済金を追加するものでございます。

続きまして、歳出につきまして説明をいたします。

12ページをごらんください。

まず、各款にわたりまして職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その内容といたしましては、人事異動等によるものとなっております。詳細につきましては、18ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、12ページにお戻りいただきたいと思っております。

まずは、20款民生費につきましては、社会福祉費におきまして、障害者総合支援法等の改正に伴う障害者自立支援給付支払等システム改修業務委託料の新規計上と、前年度の障害児通所給付費の確定に伴う障害児通所給付費等負担金返還金の追加をするものでございます。また、介護保険特別会計における介護予防・生活支援サービス給付費の追加に伴う介護保険特別会計への繰出金の追加と、国民年金法の改正等に伴う国民年金システム改修業務委託料の新規計上をするものでございます。

また、児童福祉費におきましては、前年度事業の確定に伴う国からの交付金の返還金といたしまして、子ども・子育て支援交付金返還金を追加するものであります。

14ページをごらんいただきたいと思っております。

同じく、児童福祉費におきまして、前年度事業の確定に伴う国及び県からの負担金の返還金といたしまして、認定こども園等施設型給付費負担金返還金と地域型保育給付費

負担金返還金をそれぞれ追加するものでございます。

次に、25款衛生費につきましては、予防接種健康被害賠償金を新規計上するものであります。これは、平成26年3月に生後3カ月の子どもが定期の予防接種として5種のワクチンを同時接種しましたところ、後日、接種部位が腫れるなどの副反応を起したことににつきまして、ことしの8月、国が予防接種による疾病であると認定したため、予防接種健康被害救済制度に基づき、町から被害者に支払うものでございます。賠償金額につきましては、平成26年度から今年度分の通院に必要な諸経費として救済制度に基づき算定したものであり、来年度以降も同様に支払っていくものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

55款教育費につきましては、今後、学校等におきまして見込まれる増築や大規模改修等に備え、教育施設整備基金積立金を追加するものでございます。

以上が、平成30年度幸田町一般会計補正予算（第3号）の説明でございます。

続きまして、第51号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書19ページをお開きください。また、議案関係資料につきましては、16ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,690万9,000円とするものでございます。

補正予算説明書26ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の追加に伴い、国庫補助金、支払基金交付金、県補助金、一般会計繰入金及び基金繰入金をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書28ページをごらんいただきたいと思います。

35款20項介護予防・生活支援サービス事業費におきまして、保険給付費が当初見込みより増額となったことにより追加するものでございます。

以上、平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。

平成30年第4回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案2件、補正予算2件につきまして、提案理由の説明をさせていただいたものでございます。

慎重に御審議の上、全議案、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、12月6日、木曜日、午前9時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日午前9時55分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年12月3日

議 長

議 員

議 員